

# 指定通所リハビリテーション

## 指定介護予防通所リハビリテーション

### 運営規程

第1条 医療法人有葵会のぼる内科が運営するのぼる内科クリニックが実施する指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 のぼる内科クリニックが実施する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの従業者は、要支援・要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所にて理学療法、作業療法その必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人有葵会のぼる内科 通所リハビリテーション
- (2) 所在地 長崎県長崎市中園町10番5号

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを実施する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1人（常勤）
- (2) 看護師 1人（常勤）1人（非常勤）
- (3) 准看護師 0人（ ）
- (4) 理学療法士 1人（常勤）2人（非常勤）
- (5) 作業療法士 2人（非常勤）
- (6) 介護員 4人（常勤）3人（非常勤）

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの職員は、医師の指示及び通所

リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日、営業時間及び利用定員数)

第6条 営業日、営業時間及び定員数は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、祝日及び8月13日～15日、12月30日～1月3日を除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 利用定員数 40名とする。

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 1 リハビリテーション計画の立案
- 2 医学的管理・看護
- 3 介護
- 4 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- 5 相談援助サービス
- 6 送迎
- 7 給食サービス
- 8 入浴サービス
- 9 その他、利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受けるものとする。
  - (1) 食費として、1食あたり500円
  - (2) おむつ代及び理髪費用は実費。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、長崎市(外海町、香焼町、伊王島町、高島町、三和町、野母崎町を除く)、諫早市、西彼杵郡(長与町、時津町)の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は介護サービスの提供を受ける際には、次の事項に留意しなければならない。

- ① 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- ② 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- ③ 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。
- ④ 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- ⑤ 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。
- ⑥ 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- ⑦ サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証の提示を行なうこと。
- ⑧ 第 12 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 従業者は、介護サービスを実施中に、利用者に急変その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、その指示に従って適切に対応しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき毎年 2 回以上、避難訓練及びその他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 従業者は、虐待の発生又はその再発を防止に努めるものとする。

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 全従事者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- 5 サービス提供中に、従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理及び感染の予防等に関する事項)

第 14 条 従業者は、衛生管理及び感染の予防等に努めるものとする。

- 2 衛生管理及び感染の予防のための指針を整備する。
- 3 全従事者に対して、衛生管理及び感染の予防のための研修を定期的実施する。
- 4 衛生管理及び感染の予防のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(業務継続計画の策定に関する事項)

- 第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」)を策定し、必要な措置を講じることとする。
- 2 全従事者に対して、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
  - 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 サービス提供従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
  - 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人有葵会のぼる内科(のぼる内科クリニック)で定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。